

国自整第106号の2
国自環第129号の2
平成14年9月9日

社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車交通局技術安全部
整備課長
環境課長

路線バスの低硫黄軽油給油に伴う注意喚起について

硫黄分が50ppm以下の軽油（以下「低硫黄軽油」という。）については、今般、大都市の給油所で一般販売が開始され、平成16年末までには、全ての給油所において販売されることとなっております。DPF（ディーゼル微粒子除去フィルター）等の高度な後処理装置が装着された自動車に硫黄分が500ppm程度の現行の軽油を使用した場合、排出ガス性能が大幅に悪化することからこれらの自動車には、低硫黄軽油を使用する必要があります。

しかしながら、昨年から低硫黄軽油を試験的に導入している路線バス事業者において、低硫黄軽油を使用している車両の燃料噴射ポンプから燃料にじみが発生しました。この燃料にじみは、エンジンの周囲の温度が高くなる路線バスであって、燃料噴射ポンプのシール材にNBRゴムが使用されていて車令が概ね7～8年以上のものに限られております。

燃料にじみの原因としては、熱によりNBRゴムが劣化したこと、軽油の低硫黄化に伴いゴムを膨潤させるアロマ成分の割合が低下したことの組み合わせにより発生したと考えられます。

つきましては、路線バスの定期点検・整備時等に燃料にじみの有無を確認し、発見した場合には、使用者にすみやかに連絡するとともに、必要な整備を行うように傘下会員に対し、周知方お願いします。